

弥彦村消防団協力事業所表示制度実施要綱（以下「要綱」という）第13条に基づき、要綱第4条第3号の「提供資機材等の基準」について「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を燕・弥彦総合事務組合と事業所とで締結することを認定基準要件とし「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を次のように定める。

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、燕・弥彦総合事務組合が に対して、弥彦村における地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害等」という。）が発生又は発生のおそれがある場合において、災害等の予防並びに応急対策に関する資機材及び人員（以下「資機材等」という）の提供を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

（資機材等提供の窓口）

第2条 燕・弥彦総合事務組合管理者（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、あらかじめ資機材等提供に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（資機材等提供の種類）

第3条 資機材等提供の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害等対策用資機材の提供
- (2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその其他人員の提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（資機材等提供の手続）

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、速やかに口頭又は電話により要請を行い、後日、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 出動要請の場所
- (2) 災害等の発生又はおそれのある状況
- (3) 資機材等提供の内容
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が資機材等提供に要した費用は次のとおりとする。

- (1) 災害等対策用資機材の提供に係る費用は無償とする。
- (2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその其他人員の提供に係る費用は弥彦村「災害時の応援業務に関する協定（燕市建設業協同組合）」に準じて甲が負担するものとする。
- (3) その他の費用については甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第6条 資機材等提供にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙誠意をもって協議する。

(資料の交換)

第7条 甲乙は、この覚書に基づく資機材等提供が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡担当者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害等対策用資機材の保有状況
- (3) その他必要な事項

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 燕市吉田浜首408番地1
燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長

乙 住 所
会社名
役職名 氏 名

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書に係る資料
(第2条、第7条関係)

資機材等提供の窓口

| | 甲 | 乙 |
|-------|--|--|
| 連絡担当者 | 燕・弥彦総合事務組合消防本部 消 防 長 電 話 番 号 0256-92-1119 弥彦村消防団 団 長 電 話 番 号 0256-92-1119 | 会 社 名 役 職 氏 名 電 話 番 号 緊急時電話番号 |

資機材等提供の連絡方法

甲は乙に口頭又は電話により要請を行う。

提供資機材 甲へ乙から提供する資機材は次のとおり

| No. | 資機材名 | 数量 | No. | 資機材名 | 数量 |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1 | | | 11 | | |
| 2 | | | 12 | | |
| 3 | | | 13 | | |
| 4 | | | 14 | | |
| 5 | | | 15 | | |
| 6 | | | 16 | | |
| 7 | | | 17 | | |
| 8 | | | 18 | | |
| 9 | | | 19 | | |
| 10 | | | 20 | | |

令和 年 月 日

甲 燕市吉田浜首408番地1
燕・弥彦総合事務組合
管理者

乙 住 所
会 社 名
役 職 氏 名